

京都市消防局訓令乙第 4 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

京都市消防局長 森 澤 正 一

別表備考以外の部分中

「

救 助 活 動 帽		2 年	を
-----------	--	-----	---

」

「

救 助 帽	1	定 め な い 。	に、
救 助 活 動 帽		2 年	

」

「

救 急 活 動 帽		2 年	を
-----------	--	-----	---

」

「

救 急 帽	1	定 め な い 。	に改める。
救 急 活 動 帽		2 年	

」

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)